

「令和 8 年度山形県卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発業務」に係る企画提案募集要領

1 目的

この要領は、令和 8 年度山形県卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発業務について、企画提案を募り、応募のあった事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

令和 8 年度山形県卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発業務

(2) 業務の内容

別添 1 「令和 8 年度山形県卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発業務委託仕様書」
(以下、「仕様書」という。) のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

1,300,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 契約相手方の選定

本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

4 応募に関する事項

応募可能な事業者は以下の全ての要件を満たす者とする。

(1) 応募資格

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ②山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
なお、山形県競争入札参加資格者指名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者は、滞納がないとみなす。
- ③山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ④雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑤山形県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

⑥宗教活動や政治活動を目的とする団体ではないこと。

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

①本要領に定めた資格・要件が備わっていない場合。

②提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。

③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で定めた要件に適合しない場合。

④提出書類に虚偽又は不正があった場合。

⑤提案の内容が提案上限額を上回る場合。

⑥守秘義務、個人情報保護の方針が定められていない場合。

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

①参加申込書（様式第1号）：1部

②事業者概要書（様式第2号）：4部

＜様式第2号添付書類＞

ア 会社概要等が分かるパンフレット

イ 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）

ウ 法人の履行事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書

エ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）

(ア) 山形県税：山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（山形県の総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

注：山形県税の納付義務がない場合も提出が必要

(イ) 消費税及び地方消費税：消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

オ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類

※1 上記イ～オに定める山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出を省略することができる。

※2 上記イ～オに定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

※3 上記アは 4 部、イ～オは 1 部提出すること。

③企画提案書（様式第 3 号）：1 部

④様式第 3 号に添付する企画提案書：4 部

⑤経費見積書（任意様式）：4 部

※見積りには内訳を示すこと。単に「一式」等の記載は認められない。

(2) 書類の提出期限

①参加申込書（様式第 1 号）、事業者概要書（様式第 2 号）

令和 8 年 9 月 30 日（水） 午後 5 時

②企画提案書（様式 3 号）、様式第 3 号に添付する企画提案書、経費見積書

令和 8 年 10 月 9 日（金） 午後 5 時

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

郵送又は持参による

①郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

②持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下、「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案者は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

①「仕様書」に定める「4 業務内容」に基づく企画の内容

②業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）

③業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）

④事業実績（類似業務の実績がある場合には、官民を問わず、これまで実施した代表的な事業がわかる資料を添付すること。また、過去 2 年以内に国または自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること）

(6) その他

①提案は 1 事業者につき、1 提案とし、全て企画提案書に記載すること。

②企画提案書は様式第 3 号に添付するものとし、A 4 判（片面印刷）の 20 ページ以内（表紙及び目次を除く。）で、ダブルクリックで綴じること。各ページ下部に通し番号を印字し、目次を付けること。なお、様式は複写可能なもので、縦置き左綴じ横書きとし、白黒・カラーは問わない。

6 企画提案作成等に係る質問・問合せ

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「質問票（様式第4号）」により行うものとする。
ただし、申請手続きに関する質問はこの限りではない。
- (2) 質問票の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「卵子凍結等に関する正しい知識の普及啓発事業への問合せ」として「11 担当部局」あて送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問票の受付期間は、令和8年9月24日（木）午後5時までとする。
- (4) 質問者への回答は、参加申込書の提出者の全ての者に電子メールで送付する。ただし、各質問者の独自の企画に関することについては、当該質問をした質問者のみに回答する。

7 審査方法、評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「令和8年度山形県卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発業務企画審査会」（以下、「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査会は、原則書面審査とするが、必要に応じてプレゼンテーションによる審査を行う。なお、審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。
- (2) 評価は「企画内容等」、「業務遂行能力」、「経費」の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添2「企画提案評価基準」を確認すること。
- (3) 山形県は審査会を経て、最も優れた提案を行った1者（以下、「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下、「次点者」という。）を選定する。
- (4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断するときは、当該提案者を最優秀者として選定する。
- (5) 審査員の点数の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (5) 提案者がいない場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う場合がある。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

企画審査会の開催	10月中旬
審査結果通知	10月中旬
契約締結	10月下旬

9 契約等に関する基本事項

- (1) 選定結果については、提案者全員に対して通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 採択された提案等について、採択後に山形県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (4) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。
- (6) 募集及び契約については、山形県の都合により停止する場合がある。

11 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課 母子保健係

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁4階）

T E L：023-630-2347

Eメール：ykodomokatei#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください。